

関西医療学園 寄附行為

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、学校法人関西医療学園と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を大阪府泉南郡熊取町若葉二丁目11番1号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、医療技術を通じて社会に奉仕する精神に基づき、学校教育を行うことを目的とする。

(設置する学校)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

(1) 関西医療大学	大学院	保健医療学研究科
	保健医療学部	はり灸・スポーツトレーナー学科
		理学療法学科
		作業療法学科
		ヘルスプロモーション整復学科
		臨床検査学科
	保健看護学部	保健看護学科
(2) 関西医療学園専門学校		医療専門課程

第3章 役員及び理事会

(役員)

第5条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 11人から13人

(2) 監事 2人

2 理事のうち1人を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。

理事長の職を解任するときも、同様とする。

3 理事長は、理事（理事長を除く。）のうちから副理事長を理事総数の過半数の議決により選任することができる。副理事長の職を解任するときも、同様とする。

(理事の選任)

第6条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 関西医療大学長

(2) 関西医療学園専門学校校長

(3) 評議員のうちから評議員会において選任した者 6人

(4) 学識経験者のうちから理事会において選任した者 3人から5人

2 前項第1号から第3号の理事は、学長、校長又は評議員の職を退いたときは理事の職を失うものとする。

(監事の選任及び職務)

第7条 監事は、この法人の理事、職員（学長、校長、教員、その他の職員を含む。以下同じ）又は評議員以外の者であつて理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

2 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務を監査すること
- (2) この法人の財産の状況を監査すること
- (3) この法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること
- (4) 第1号又は第2号に規定する監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること
- (5) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること
- (6) この法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること

(役員の任期)

第8条 役員（第6条第1項第1号及び第2号に掲げる理事を除く。以下この条において同じ）の任期は2年とする。ただし、補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることが出来る。

3 役員は、任期満了後でも、後任の役員が選任されるまでは、なお、その職務を行う。

(役員の補充)

第9条 理事又は監事のうち、その定数の5分の1をこえるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

(役員の解任及び退任)

第10条 役員が次の各号の1に該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上出席した理事会において、理事総数の4分の3以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 法令の規定又はこの寄附行為にいちじるしく違反したとき
- (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき
- (3) 職務上の義務にいちじるしく違反したとき
- (4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき

2 役員は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 学校教育法第9条各号に掲げる事由に該当するに至ったとき

(理 事 会)

- 第11条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。
- 2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
 - 3 理事会は、理事長が招集する。
 - 4 理事長は、理事総数の3分の2以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から7日以内に、これを招集しなければならない。
 - 5 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面により通知しなければならない。
 - 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。
 - 7 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。
 - 8 理事長が第4項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することが出来る。この場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。
 - 9 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。ただし、第12項の規定による除斥のため、過半数に達しないときは、この限りでない。
 - 10 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもってあらかじめ意志を表示したものは出席者とみなす。
 - 11 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 12 理事会の決議について直接の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることが出来ない。

(業務の決定の委任)

- 第12条 法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定にあって、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

(理事長の職務)

- 第13条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

(副理事長の職務)

- 第14条 副理事長は、理事長を補佐する。

(理事の代表権の制限)

- 第15条 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(理事長職務の代理等)

- 第16条 理事長に事故あるとき、又は理事長が欠けたときは、副理事長が、理事長及び副理事長ともに事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

(議事録)

第17条 議長は、理事会の開催場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には出席した理事全員が署名押印し、常にこれを事務所に備えておかねばならない。

第 4 章 評議員会及び評議員

(評議員会)

第18条 この法人に評議員会を置く。

2 評議員会は、23人から27人の評議員をもって組織する。

3 評議員会は、理事長が招集する。

4 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合は、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。

5 評議員会を招集するには、各評議員に対して会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面により通知しなければならない。

6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

7 評議員会に議長を置き、理事長をもって充てる。

8 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することは出来ない。

9 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意志を表示した者は、出席者とみなす。

10 評議員会の議事は、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

11 前項の場合において、議長は、評議員として議決に加わることが出来ない。

(議事録)

第19条 第17条の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合において同条第2項中「出席した理事全員」とあるのは、「議長及び出席した評議員のうちから互選された評議員2人以上」と読み替えるものとする。

(諮問事項)

第20条 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。

- (1) 予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- (2) 事業計画
- (3) 予算外の重要な義務の負担又は権利の放棄
- (4) 寄附行為の変更
- (5) 合併

- (6) 目的たる事業の成功の不能による解散
- (7) 寄附金品の募集に関する事項
- (8) その他この法人の事務に関する重要事項で、理事会において必要と認めるもの

(評議員会の意見具申等)

第21条 評議員会は、この法人の業務、若しくは財産の状況又は役員の業務執行状況について役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することが出来る。

(評議員の選任)

第22条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 関西医療大学長
- (2) 関西医療学園専門学校長
- (3) この法人の職員で、理事会において推せんされた者のうちから評議員会において選任した者 7人から8人
- (4) この法人の設置する学校を卒業した者で年令25才以上の者のうちから理事会において選任した者 7人から8人
- (5) 学識経験者のうちから理事会において選任した者 7人から9人

2 前項第3号に規定する評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。

(任期)

第23条 評議員の任期は2年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 評議員は、再任されることが出来る。

(評議員の解任及び退任)

第24条 評議員が次の各号の1に該当するに至ったときは、評議員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき
- (2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき

2 評議員は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任

第 5 章 資産及び会計

(資産)

第25条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第26条 この法人の資産は、これを分けて基本財産及び運用財産とする。

2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。

- 3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。
- 4 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産又は運用財産に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第27条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由のあるときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、その1部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第28条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定額郵便貯金として、理事長が保管する。

(経費の支弁)

第29条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入、他の運用財産収入をもって支弁する。

(会 計)

第30条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

(予算及び事業計画)

第31条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に理事長が編成して、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも同様とする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第32条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決がなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く）についても同様とする。

(決算及び事業の実績の報告、剩余额等の処分)

第33条 この法人の決算は、毎会計年度終了後2月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

- 2 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。
- 3 決算上剩余额を生じたときは、その1部又は全部を基本財産若しくは運用財産中の積立金に編入し、又は次会計年度に繰り越しするものとする。

(財産目録等の備付及び閲覧)

第34条 この法人は、毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書を作成しなければならない。

- 2 この法人は、前項の書類及び第7条第2項第3号の監査報告書を各事務所に備えて置

き、この法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

(資産総額の変更登記)

第35条 この法人の財産総額の変更は、毎会計年度末の現在により会計年度終了後2月以内に登記しなければならない。

(会計年度)

第36条 この法人の会計年度は、4月1日に始り、翌年3月31日に終るものとする。

第 6 章 解散及び合併

(解 散)

第37条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- (1) 理事会における理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決
- (2) この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席した理事の3分の2以上の議決
- (3) 合併
- (4) 破産
- (5) 文部科学大臣の解散命令

2 前項第1号に掲げる事由による解散にあっては文部科学大臣の認可を、同項第2号に掲げる事由による解散にあっては文部科学大臣の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第38条 この法人が解散した場合（合併又は破産によって解散した場合は除く）における残余財産は、解散のときにおける理事会において、出席した理事の3分の2以上の議決により選定した学校法人又は教育事業を行う公益法人に帰属する。

(合 併)

第39条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第 7 章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第40条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第 8 章 補 則

(書類及び帳簿の備付)

第41条 この法人は、第34条第2項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に各

事務所に備えて置かなければならない。

- (1) 寄附行為
- (2) 役員及び評議員の名簿及び履歴書
- (3) 収入及び支出に関する帳簿及び証ひょう書類
- (4) その他必要な書類及び帳簿

(公告の方法)

第42条 この法人の公告は、関西医療学園の掲示場に掲示して行う。

(施行細則)

第43条 この寄附行為の施行についての細則、その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

附 則

1. この法人の設立当初の役員は次のとおりとする。

理 事（理事長）	武 田 武 雄
〃	滝 野 憲 照
〃	岸 本 亮 一
〃	中 谷 義 雄
〃	武 田 秀 孝

監 事	久 崎 章
〃	樺 根 光 信

2. この寄附行為は大阪府知事の認可のあった日から施行する。

- 3. 昭和50年12月19日 一部変更認可
- 4. 昭和51年10月1日 一部変更認可
- 5. 昭和55年5月8日 一部変更認可
- 6. 昭和56年4月8日 一部変更認可
- 7. 昭和58年7月1日 一部変更認可
- 8. 昭和58年7月8日 一部変更認可

附 則

1. この寄附行為は文部大臣の認可のあった日（昭和59年12月22日）から施行する。

1. この寄附行為は平成5年3月1日から施行する。

附 則

1. 平成4年10月8日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

1. 平成14年12月19日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

1. 平成17年3月16日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

1. この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成18年9月12日）から施行する。

附 則

1. 平成18年11月30日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

1. この寄附行為は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

1. この寄附行為は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

1. この寄附行為は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

1. 平成22年2月1日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

1. この寄附行為は、平成24年4月1日から施行する。

2. 関西医療大学保健医療学部鍼灸学科は、改正後の寄付行為第4条の規定にかかわらず平成24年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

なお、平成24年度以降の入学生と同学年に留年した場合は、「はり灸・スポーツトレーナー学科」に在籍することとする。

附 則

1. この寄附行為は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

1. この寄附行為は、平成30年4月1日から施行する。